

あきたけんしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれいかしょう そあん かん
「秋田県障害者差別解消条例（仮称）」（素案）に関する

いけんぼしゅう じっし
意見募集（パブリックコメント）の実施について

あきたけん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん しょうがいおよ
秋田県では、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害及び
しょうがいしゃ たい けんみん りかい ふか しょうがい うむ そうご じんかく
障害者に対する県民の理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に人格と
こせい そんちょう きょうせいしゃかい じつげん めざ しょうれい せいてい すす
個性を尊重した共生社会の実現を目指し、条例の制定を進めております。

たび しょうれい そあん と けんみん みなさま しめ つぎ
この度、条例の素案を取りまとめましたので、県民の皆様にお示しし、次のと
ごいけん ぼしゅう
おり御意見を募集します。

しょうれい めいしょう
1 条例の名称

あきたけんしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれいかしょう
秋田県障害者差別解消条例（仮称）

いけん ていしゅつしきかん
2 意見の提出期間

へいせい ねん がつ にち げつ へいせい ねん がつ にち か
平成30年11月26日（月）か 平成30年12月25日（火）まで
ひっちやく
（必着）

かんけいしりょう えつらんほうほう
3 関係資料の閲覧方法

(1) インターネット

あきたけんこうしき うえぶさいと び くに
秋田県公式ウェブサイト『美の国あきたネット』
<https://www.pref.akita.lg.jp/>
び くに ねっと ぶしょべついちらん けんこうふくしぶ
「美の国あきたネット」→「部署別一覧」→「健康福祉部」→
しょうがいふくしか けんりようご さべつのかいしょう
「障害福祉課」→「権利擁護」→「差別の解消」

いんさつぶつ えつらんばしよ

(2) 印刷物の閲覧場所

あきたけんけんこうふくしぶしょうがいふくしか けんちょうほんちょうしゃ2かい
秋田県健康福祉部障害福祉課（県庁本庁舎2階）

あきたけんそうむぶこうほうこうちょうか けんちょうほんちょうしゃ1かい
秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

あきたけんかくちいきしんこうきょくそうむきかくぶちいききかくか
秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

えつらんじかん へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん

※ 閲覧時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

どようび にちようびおよ しゅくじつ のぞ
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

いけん ていしゅつほうほう

4 意見の提出方法

ゆうびん でんし ほうほう ていしゅつ
郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

いけんしょ ようしき ようい ひつようじこう いけん じゅうしょ しめい きさい
意見書の様式を用意しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載さ

しよてい ようしき さ つか
れていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

いけんていしゅつ さい りゅういじこう

5 意見提出の際の留意事項

ゆうびん でんしめーる ほうほう ていしゅつ ばあい ていしゅつ
郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの方法で提出される場合も、提出さ

かた じゅうしょ しめい めいき じゅうしょしめい めいき ばあい
れる方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、

ていしゅついいけん あつか ばあい
提出意見として扱わない場合もあります。

ていしゅつ いけん こうひょう

6 提出された意見の公表

ていしゅつ ごいけん けん かんが かた ふ ないよう こうひょう
提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表

さい じゅうしょ しめい こうひょう
します。その際、住所・氏名は公表しません。

どうしゅ いけん ふくすう ばあい せいり こうひょう
なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがありま

そあん たい さんせい はんたい いけん いけん
す。また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があ
こうひょう あらたけん かんが かつ しめ
ったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

いけん ていしゅつさき
7 意見の提出先

あきたけんけんこうふくしぶしょうがいふくしか ちょうせいしょうがいふくしはん
秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉班

じゅう しょ ゆうびんばんごう あきたしさんのうよんちょうめ1ばん1ごう
住 所： 〒 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
F A X：018-860-3866

でんし
電子メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp

と あ さき
8 問い合わせ先

あきたけんけんこうふくしぶしょうがいふくしか ちょうせいしょうがいふくしはん
秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉班

でん わ
電 話：018-860-1331

と あ じかん へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
※問い合わせ時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

どようび にちようびおよ しゅくじつ のぞ
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)